

随意契約及び比較見積りを徴取しない理由書

工事名称：一級河川 尻無川 尻無川水門扉体補修工事（その2）

（理由）

西大阪治水事務所が管轄する尻無川水門は、高潮・津波発生時に閉鎖し、府民の生命と財産を守る重要な役目を果たす防災施設であり、安全で確実に操作を行うため施設の機能維持を適正にはかる必要がある。

本工事は、尻無川水門主水門扉体の補修をするものである。

当該施設は製作会社独自の技術や設計で製作されており、施工にあたっては、扉体全体の設計上の断面性能を確保できるよう、補修部材を選定し、最適な扉体補修を行うことが必要不可欠である。したがって本工事を履行するにあたっては、設計・製作において当該施設の機能・構造に精通し、水門に関する設計資料及び専門知識等の特別な能力が必要である。

以上のことから、当該施設の設計、製作、据付に関わった、三菱重工メカトロシステムズ(株)より事業譲渡された佐藤鉄工(株)以外にその能力を有するものがないため、同社より見積りを徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同社と随意契約を締結するものです。

なお、本件は上述のとおり「特定のものでなければ履行できないもの」であることから、大阪府財務規則第 62 条及び同規則の運用第 62 条関係 2 項第 1 号の規定により比較見積りの徴収を省略するものです。